

平成29年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年 9 月 5 日（火曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成29年 9 月 5 日 午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成29年 9 月 5 日 午後 1 時35分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
	会議録署名議員			6 番 友 田 国 弘 君		
				7 番 中 山 昭 和 君		
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
		教 育 長	中 島 安 行 君	会 計 管 理 者	寺 田 美 由 妃 君	
		管理統括監	西 立 也 君	政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
		総 務 課 長	中 島 泰 広 君	財 政 企 画 課 長	井 上 新 吾 君	
		税 務 課 長	中 山 昇 洋 君	住 民 福 祉 課 長	加 納 晴 美 君	
		保健介護課長	山 口 善 正 君	産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
		まちづくり課長	松 本 恵 一 君	生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
		教 育 課 長	中 村 大 輔 君			
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦	議 会 事 務 局 係 長		熊 本 秀 樹

平成29年第3回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月5日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第47号 動産の買い入れについて
- 日程6 議案第48号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事変更請負契約について
- 日程7 議案第49号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程8 議案第50号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程9 議案第51号 玄海町次世代エネルギーパークに係る指定管理者の指定について
- 日程10 議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）
議案第53号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程11 議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第58号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第59号 平成28年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第60号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に

ついて

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番中山昭和君、6番友田国弘君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月5日から14日までの10日間とし、本会議を5日、8日及び14日の3日間、委員会を11日から13日の3日間、休会を6日から7日及び9日から10日の4日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月5日から14日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程３ 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程３．議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の２第３項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と本年６月から８月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

なお、今回から玄海１号機の廃止措置の実施状況について、あわせて報告がなされております。

まず、７月10日に全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会及び平成29年度定期総会が東京都で開催され、出席いたしました。

総会の付議案件として、平成28年度事業報告及び収入支出決算並びに平成29年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）が提案され、全て原案どおり決定されました。

なお、総会終了後に経済産業省資源エネルギー庁、小澤政策統括調整官が「エネルギー政策について」と題し講演をされ、意見交換を行ったところでございます。

次に、７月18日に佐賀県原子力環境安全連絡協議会が本町で開催され、岩下原子力対策特別委員長及び岸本町長とともに出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、７月19日から21日までの３日間、佐賀県町村議会議長会の議長行政視察が行われ、三重県朝日町及び多気町の行政視察を行いました。

朝日町及び多気町役場を公式訪問し、教育文化施設の視察、まちづくりへの取り組みについて研修したところでございます。

次に、８月１日に全国原子力発電所立地市町村議会議長会原子力発電所立地議会サミット第１回実行委員会が東京で開催され、出席いたしました。

会議では、第11回全国原子力発電所立地議会サミットについて協議を行い、開催場所は品川プリンスホテル、期日を平成30年10月30日及び31日とすることに決定いたしました。

その後、サミットのテーマ及び予算案、負担金について協議を行ったところでございます。

次に、８月29日に佐賀県町村議会議長会会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

会議では、平成28年度決算及び平成29年度補正予算（案）について審議され、全て原案どおり決定されました。

以上をもちまして議長報告を終わります。

日程４ 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程４．町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成29年第３回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、個人的なことではありますが、７月24日以降、私、２週間ほど入院をいたしておりましたので、その報告をさせていただきたいと思っております。

７月20日前後から血尿がとまらなくなりまして、とうとう24日に手術をすることになって、入院をさせていただいたところです。８月３日だったと思いますが、無事出血がとまって、退院をすることになりました。

なかなか膀胱炎というのは完全に治り切らない部分もございますけれども、現況は至って元気になりましたので、また今後も行政、業務、一生懸命努力をさせていただきたいと考えておりますので、この２週間の休みについては大変皆さんに御迷惑をかけましたけれども、御容赦をいただきたく思っております。

それでは、６月定例会以降、今日までの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、６月27日に唐津市において唐津農業協同組合第11回通常総代会が開催をされ、出席をいたしました。

総代会では、決算報告に続き、平成28年度事業実績の報告及び剰余金処分の承認、平成29年度事業計画の設定及び関連事業の承認ほか全10件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

総会では、平成28年度の事業報告がなされ、農畜産物販売高は30,220,000千円で、前年比103.9%と前年を大きく上回り、合併後、最高額を計上されたそうでございます。

中でも畜産部門全体においては、畜産生産量は減少したものの、価格の高値水準により販売高前年比108.4%となり、ＪＡからつの販売高全体を引き上げる結果となったということでございます。

また、野菜部門に関しては、天候不順が大きく影響をし、数量減、単価高の相場展開となり、主力露地野菜のタマネギはベト病の多発生により数量で前年対比67%にとどまり、販売

高を落とす結果となったものの、米作部門においては、さがびよりが7年連続で特A、コシヒカリがAランクづけされたことによって販売単価は1俵当たり前年比500円の上昇となったということでございました。

最後に、昨今の激変する農業情勢を踏まえて、JAからつの基本理念である「高生産」「高収益」「高信頼」「高満足」「高奉仕」を実践し、さらに、改正農協法が目指す姿である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向けて、JAグループ一丸となって自己改革に取り組み、組合員の負託に応えるよう最大限努めるとの決議がなされました。

次に、6月28日に佐賀市で町長例会が開催をされ、出席をいたしました。

会議では、まず、非常勤職員公務災害補償に係る負担金について、近年、非常勤職員の職種の拡大や非常勤職員の高齢化などの要因で、補償費が負担金を大きく上回る状況となっていることから、市町負担の見直しについて協議が行われました。

そのほか、町長行政視察、各種審議会役員の推薦、佐賀県町村議会議員研修会と合同開催予定の特別研修会、地方自治法70周年記念行事、全国町村長大会などについての協議が行われたところでございます。

引き続き、同日、同所において、公益財団法人佐賀県市町村振興協会平成29年度定時評議員会が開催をされ、出席をいたしました。

評議員会では、佐賀県町村議会議長会役員交代に伴い、新たに本町の上田議長が評議員に選任されました。

また、平成28年度財務諸表等の承認のほか5議案について審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

次に、7月2日から4日までの3日間、韓国を訪問し、山清郡において薬草に関する産業について視察をいたしました。

農業技術センター及び栽培地では栽培についての説明を受け、漢方薬草研究所及び薬草市場、煎薬製造所では商品開発や販売について説明を受けました。

また、インターンシップ生を受け入れている釜山外国語大学校も訪問をし、今後の活動に向けて確認をしたところでございます。

次に、7月11日、東京で道路整備促進期成同盟会広報委員会が開催をされ、出席をいたしました。

道路整備促進期成同盟会は、我が国の産業経済の発展や国民が安全・安心して暮らし続けるのに必要な基礎的インフラとしての道路整備促進のため、国に対して道路特定財源の確保や道路予算の拡大を図るための活動を行っております。

広報委員会においては、概算要求に向けた広報活動の基本方針及び取り組み方針を決定するとともに、要望案を採択し、地元選出国會議員等への要望活動を行うこととしており、今回、広報活動方針案及び要望案について審議され、全会一致で採択されました。

会議終了後には佐賀県選出国會議員 8 名に対して、「道路整備に必要な予算の大幅な増額」「佐賀国道事務所の事業費枠を大幅に拡大し、県内道路網の骨格となる直轄国道の事業促進」「県民生活の向上と県内の均衡ある発展を期すため、県内道路網の整備の推進に必要な予算を確保すること」などを佐賀県の道路整備促進に関する要望書として提出をいたしました。

次に、7月18日に玄海町町民会館において佐賀県原子力環境安全連絡協議会が開催をされ、上田議長、岩下原子力対策特別委員長とともに出席をいたしました。

会議では、玄海原子力発電所の運転状況や環境放射能調査、温排水影響調査に関する協議並びに玄海原子力発電所 3、4 号機の安全対策と玄海原子力発電所 1 号機の廃止措置の概要について報告を受けたところでございます。

次に、7月20日に佐賀市において肥前さが幕末維新博推進協議会が開催をされ、出席をいたしました。

平成30年3月17日から平成31年1月14日まで開催の肥前さが幕末維新博覧会の事業計画変更案及び補正予算案について協議が行われました。

事業計画といたしましては、博覧会を契機に、佐賀を代表する地域資源の「食・器」を活用した空間を創出するプロモーション事業などが追加されました。

引き続き、同日、同所にてGM21ミーティングが開催をされ、出席をいたしました。

会議では、町村会提案テーマとして、多様化する観光客のニーズの変化への対策としての「宿泊施設の整備について」、高速道路を活用した「さがさいこう」プロジェクトについて、県提案テーマとして、自発の地域づくりを目指し、地域おこし協力隊制度の活用、佐賀らしい「モノ」や「コト」を磨き上げ、新たな価値を付与し、人の暮らし、まち・地域を心地よくし、豊かなものにする仕組みである「さがデザイン」についての協議と意見交換を行いました。

次に、8月18日に佐賀市において佐賀県漁港漁場協会通常総会が開催をされ、出席をいたしました。

会議では、平成28年度事業報告、決算案及び剰余金処分案、平成29年度事業計画案、予算案及び会費案、役員改選について、以上5件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

次に、8月22日に東京において全国原子力発電所所在市町村協議会による国への要請活動が行われ、出席をいたしました。

本町を含め、全原協会のうち10市町村の首長が武藤容治経済産業副大臣、中川雅治内閣府特命担当大臣、秋元司国土交通副大臣、松野博一自民党政務調査会会長代理に対し、「エネルギー政策に関する要請」「原子力災害時における避難経路等の整備に関する要請」の2項目について要請活動を行いました。

次に、8月23日に佐賀市において「美と健康」に関する自治体間連携協定の締結式が行われ、出席をいたしました。

この連携は、コスメ構想を推進する本町及び唐津市と藻類を中心としたバイオマス構想を推進する佐賀市の自治体間連携であり、連携を後押しする佐賀県を含め、4者で協定を締結することとなったものでございます。

次に、8月25日に玄海町薬用植物栽培研究所において薬用植物栽培の促進に関する連携協定締結式及び記念講演を行い、出席をいたしました。

これは玄海町における薬用植物栽培の拡大はもとより、県内、ひいては国内栽培の拡大につながることを目的とし、厚労省所管の法人である医薬基盤・健康・栄養研究所と研究連携や栽培支援などについて協定を締結することになったものでございます。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第47号 動産の買入れについて

○議長（上田利治君）

日程5．議案第47号 動産の買入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第47号 動産の買入れについて提案理由の説明を申し上げます。

動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ物件といたしましては、消防用小型動力ポンプつき積載車2台でございます。

契約の相手方といたしましては、唐津市船宮町2302番地、有限会社唐津興機代表取締役、徳永保弘氏でございます。

買入れ価格は10,795,680円でございます。予定価格に対する落札率は86.28%でございます。

納入期限は平成30年2月28日でございます。

なお、今回、一般競争入札を行いまして、応札業者は6業者でございます。

6業者を申し上げておきたいと思います。1者目は有限会社鹿島防災具店、2者目は株式会社サガハツ、3者目は松枝商会、4者目は南里ポンプ株式会社、5者目は有限会社唐津興機、6者目は西部消防株式会社、以上6者でございます。

提案理由でございますが、現在所有しております消防用小型動力ポンプつき積載車のうち、有浦上地区と普恩寺地区の分は平成12年度に更新を行ってから16年が経過をし、耐用年数の15年を経過したことから、今回、平成29年度電源立地地域対策交付金事業により更新するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。ございませんか。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

所管でありますけれども、今回、10,800千円程度の購入価格となっております。1台当たりになると約5,000千円ぐらいになるわけですが、今回は2台購入となっております。年によって2台だったり3台だったりするわけですね。それと、玄海町の地区から2台ずつとすれば、15年が耐用年数とすれば、13年ぐらいで一巡するようになるわけですが、また、予算の平準化を考えた場合、仮屋、諸浦、外津の分団1部になると、ちょっと大き目で、少し金額も高くなると思います。

原子力対策交付金事業になっておりますが、今後の予算の平準化ですね、予算がつくときとつかんときとかあるわけです。それと、金額が大きくなったり小さくなったり。それをするためには、今後、一巡するまでの予算計画がうまくなるように、また、耐用年数ごとで買いかえてありますので、簡単にいかないところはあるかもしれませんが、今後の予算

化をするに当たって、そういうふうな立地交付金の増減があるよりも、なかったほうが今後の予算を組むに当たって計画もしやすいかと思っておりますが、その点についてどう思われていますでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島総務課長。

○総務課長（中島泰広君）

脇山伸太郎議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

消防ポンプの更新につきましては、先ほど提案理由で町長が説明申し上げましたように、15年を基準として買い換え計画というのを立案し、実施をいたしておるところでございます。この15年の計画といいますが、15年が経過したら一律に、一様に買い換えるということではなくて、15年を一つの基準として位置づけをして買い換えを行っておりますので、実際には16年、17年と経過したものもございます。

また、金額面で財政的な計画をということでございますので、確かに申し上げますように、1台当たり6,000千円前後の購入費用となっておりますので、年数が来たからといって、年に3台も4台も購入するわけにはいきません。過去には1年間に4台購入した年も実際ございますので、そういった年から15年が経過すると一度に4台買い換えということが発生することになりますが、そのあたりは財政的な部分もございますので、4台のうち2台に平準化するなどして、また、確かに申し上げますように、仮屋地区の分と諸浦地区の分、これは消防車、積載車も一回り大きい積載車となっております、金額的にも高い金額となっております。この2台が同じ年度に買い換えを行っておりますので、こういう部分につきましては、1台を後ろにずらすとかいうふうなことをしまして、財政的に一度に大きな負担とならないように、財政部局や消防団の幹部さんたちとも協議をしながら、中・長期的な視点で今後の更新を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

電源立地地域対策交付金等の事業ですので、入ってくる分が大体決まっております。そして、ほかの維持管理費とかもだんだん上がってきているところがございますので、できるだけ平準化して、ほかの予算に配分する部分に影響がないようなやり方をしてほしいのと、そ

れと今回、2カ所の消防ポンプ、有浦上地区と普恩寺地区の分ですが、これもこれまでどおりに不要になったポンプ、積載車のほうは、地元の消防団とか、ほかの消防団、あと、ほかの区とか順番があったと思います。その順番で、これまでどおりに払い下げされるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島総務課長。

○総務課長（中島泰広君）

消防車の譲渡につきましては、以前は廃車ということを行っていましたが、議会のほうからアドバイスをいただき、これに基づきまして、平成24年2月に消防備品譲渡要綱、こういったものを制定して、無償での譲渡というのを行ってまいりました。今回も2台廃車というか、不要になりますので、今までと同じように広報紙や町のホームページ等で周知を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 動産の買い入れについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第48号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 6．議案第48号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P 1 橋脚）工事変更請負契約について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第48号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P 1 橋脚）工事変更請負契約について提案理由
の御説明を申し上げます。

平成28年4月18日に請負契約締結した町道長倉藤平線橋梁下部工（P 1 橋脚）工事について、設計変更の結果、次のとおり第2回目の変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成28・29年度佐賀県核燃料サイクル補助金町道長倉藤平線橋梁下部工（P 1 橋脚）工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は、921,490,560円でございます。変更前の契約金額が903,281,760円ございましたので、18,208,800円の増額となっております。

契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、岸本・唐津土建特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社岸本組玄海支店取締役支店長、久保博務氏でございます。

工期につきましては、着工が平成28年4月18日から、成工を平成29年10月11日までとしており、変更前を平成29年9月29日としておりましたので、12日間の延長でございます。

支出科目は、一般会計（8款土木費・2項道路橋梁費）でございます。

変更契約の主なものとしましては、鋼殻、これは大型の鋼製型枠のことではありますが、これを湖底に着定させてから、鋼殻内部で沈下掘削を行い、橋脚基礎を構築しておりましたところ、想定していた岩盤線より浅い位置で岩盤が確認されました。これに伴いまして、数量の精査を行いましたので、変更をお願いするものでございます。

また、岩盤掘削の増量に伴いまして、工期についても精査いたしましたところ、12日間の不足となることから、あわせて工期延長をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

この件につきましては、同じ場所で6月議会に8,690千円程度の増額で、岩が出たため掘削して取り除くということで了承したばかりで、今回、また同じ場所で、今回が18,000千円ほどの増額になっております。前回の時点で、同じ場所ですので、ボーリングとかいろいろ調査したところで今回の件は想定できなかったものか、どうして今回同じところでこのように数カ月でまた契約変更になるものか、その点について御説明願います。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

今回、確かに同じところで設計変更をさせていただいております。6月の時点では鋼殻内の掘削、土の掘削部分で搬出できない大きな転石が出たということで変更をさせていただきました。

変更を行う場合につきましては、建設工事設計変更ガイドラインというのが策定されております。ガイドラインの策定の背景といたしまして、建設工事においては、多種多様な現地の自然条件下で行われるという特性から、設計図書に示した施工条件が実際とは一致しない場合や想定していなかった条件が発生する場合があることから策定されております。また、設計変更は、その必要が生じた都度、行うこととされております。このことから、1回目の変更は掘削時に鋼殻内から搬出することができない大きさの転石が点在したため、その変更を行わせていただきました。今回の変更では、その転石を含む土砂掘削を終了し、岩盤掘削を行うこととしておりましたが、想定していた岩盤線より浅い位置で確認されたことから、2回目の変更をお願いするものでございます。

この橋梁下部工（P1橋脚）工事につきましては、先ほど御指摘がありましたように、第1回の変更をことし第2回定例会の初日である6月12日に御承認を受けておりましたが、今回、工事進捗に伴い、このような形で第2回目の変更承認をお願いすることに至りました点につきましては大変申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ガイドラインを策定して工事に入っておられるんですけれども、想定外ということです。それで設計変更ですが、前回のとき、先ほど課長の答弁では岩盤線が思ったよりも浅かったということですが、これはその時点でのボーリングの調査なんかでは、もともとの当初設計するときもそれは想定できなかったんですか、それはどんなんですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今回の工事におきましては、予備設計及び詳細設計のボーリング調査をさせていただいております。この調査において、標準貫入試験やボーリングコア、室内の試験などから地質構成や組成をもとに総合的に検討した上で地盤分類を行い、構造物を安全かつ耐久性を保全する構造とするため、かたい地盤への根入れを確保する設計といたしておりました。以上の調査結果により、亀裂や風化の影響が見られる表層部は支持層としての岩盤と判断せず、直接機械掘削が可能というふうに判断しておりました。岩盤上部を掘削後、鋼殻内部、中に入りまして調査、確認を行いました結果、設計より63センチ浅い位置で岩盤が確認されましたので、所定の高さまで掘削する必要があるため、その経費分の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

専門家でないので、ちょっとわからないんですが、最初想定した部分よりも63センチ浅くなったから、その分、深く掘らなくちゃならないということですが、普通、素人が考えると、かたい部分が地盤が出てきたなら、逆に、その場でまた最初設計された深さの分まで橋脚の基礎が何かを入れればできるんじゃないかなと思うんですよ。結局、もともと63センチ下のところを掘ってからつくるはずだったのが、その手前にかたい岩盤が出れば、そこを基礎として、その分、最初想定した分の深さに掘って、だから浅くですね。そして、橋脚をすれば、それなりの固定というか、きちんとした橋脚ができるんじゃないかなと素人では思うんです。

けど、そこら辺はどんなふうですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

岩盤が高く確認された分、基礎高さを上げるというような形になりますと、橋脚の躯体の高さ、これが短くなります。上部工の高さが決まっておりますので、橋脚の躯体の長さが短くなることで上部工の構造にも影響いたしますので、構造計算等を行い、設計を見直す必要があります。見直しを行うとしたら、再設計費用、その間の工事ストップに伴う現場経費、工事期間の延長等、大きく影響が及ばされます。このようなことから検討した結果、経済性及び工事期間から当初設計どおりの基礎高さまで掘削するというようなことといたしております。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

説明で若干わかりますが、上部工をまたやり直すと、それだけの金額がかかるから、最初の設計どおりにしたほうがいいということですが、素人的には上部工の分も短くすれば、それだけ逆に経費も下がるんじゃないかなと思っておりますが、その分はきちんと設計して準備されているわけですね。だから、それを変更はできない。だったら、それをする場合と今回する場合とでは、やはり相当な金額の差があったんですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今回、変更に伴います金額につきましては、18,208,800円ということでお願いをしております。再計算をいたしますと、橋梁解析の補正設計、これは3カ月程度かかりますが、この費用、それと、この間、休んでおりますが、現場のほうは機械等々をそのまま保持しておかなければいけないという現場の経費があります。それと、3カ月延ばすということで上部工のほうにも影響がありますので、その辺を総合的に概算で出しますと約59,600千円程度ということで、今回の変更よりも大分上がるということになりましたので、今回、このような変

更をお願いするものでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

6月に契約変更して、またすぐということだから特に質問をさせていただいています。これが1回目で、そのままであれば、別にそんなに——前回は10,000千円も見えていませんでしたので、今回は18,000千円、それと足せば28,000千円ぐらいの契約変更、増額になるわけですね。これがなければ、この30,000千円近くの金額もほかの予算に回せるわけですね。それはもちろん想定外があるということは、先ほどの最初の説明でもありましたので、いたし方ないことだと思います。ただ、今回の18,200千円程度の増額に関して、積算とか、普通は工事を請け負う場合は3者以上、5者ぐらいで見積もりしたり入札したりして決めるわけですが、今回は請負業者がそのまま設計金額を出すわけですね。そこら辺の精査はどのようにされているんですか。

ただ、18,000千円程度上がるから、この分、上げてください、はい、わかりましたとするものか、それとも、やはりいろんな計算の方法とか、役場の職員さんが見るのか、いろんな業者さんというか、そういった設計会社が見るものか、ちょっとわかりませんが、今回はとったところが契約変更するわけですから、ただ、そのままの金額を、はい、受けましたとなるものか、その精査はどうして金額を出してあるのかを説明してください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今回、変更につきましては、変更となる数量を算出しております。岩盤掘削につきましては、資料の2ページを見ていただきたいと思います。

岩盤掘削で想定より63センチ浅く出たということで、この分にかかわる掘削量を78立米というふうに算出をさせていただいております。これで土砂掘削量の差し引き分を計算して、発注時の設計、そのときの単価で積算をさせていただいております。それに伴いまして、その設計金額に当初の請負減率、それを掛けて変更契約額ということで算出をしております。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それに当たっては、算出しておりますということですから、町のほうとしても、ちゃんとその積算の中身とかはずっとわかって、されたということですね。

前回は25立米で約9,000千円ぐらいですから、3倍で、それ以上になっていることではありませんね。そういったふうに精査されているのだったら、それでいいです。

ただ、今回、たった二、三カ月でこういった契約変更、また金額も大きくなりますので、ないようにといっても難しいと思います。地中は見えるところではありませんので。ただ、こういったことがないような設計にある程度きちんとされるべきではないかなと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

2回目の契約変更ということですが、今、脇山議員が質問されておられましたけど、これは土の中のことで、ボーリングをして、岩盤がどこまであるかというようなことは想定でやるわけですね。資料2の中で想定岩盤線は46.59メートル、実際の変更岩盤線、岩盤が出てきたのが47.22メートルで、その誤差の63センチの岩を取り除きたいということですね。

それはわかるんですけど、そういう場合に想定する場合、これは土の中のことで、ボーリングをしてもはっきりわかるわけないんですね。その誤差をどれぐらいまで初めから設計の中に織り込んでするのか。しっかりこの46.59メートルのところまで、ぴたっとこなければやられないのか。水の中とか海の中、土の中、それにそういう作業をする場合は、はっきりわかるわけないんですよ。そのときに設計は想定外だったとか言われますけど、何%ぐらい誤差を見てあるんですか。ぴたっと合わなければ必ず設計変更しますよというふうにも受け取れるんですけど、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

設計につきましては、先ほど言われましたように、ボーリングとか、いろんな調査を行い、

あくまでも想定ですが、その中で出された数字、それを役場のほうで設計をして、発注設計書を作成いたします。その条件が変わるといふようになりますと、業者のほうと協議をして、現場のほうを確認させていただいて、どこまでするのかというのを現地で確認し、それが発注設計書と違うという場合は内容変更をさせていただいております。

ですから、何%とか、そういう形ではなくて、現地の状況、その最適な設計ということで、確認された段階で再度検討するというようなことでいたしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

その説明はわかるんですよ。うちで玄海町が単独で橋脚をするというのは、これが初めてですよ。ところが、よそでは海の中でもどこでもやっているから、恐らく岩まで届くようにボーリングをして工事をすると思うんですけど、この63センチの誤差ぐらいでやり直す、そういう工事をしておれば、本当に海の中、土の中、100メートルも下はわからないということですけど、その都度、例えば、50センチ誤差がある場合とか、5メートルも10メートルもある場合はもちろんやり直すでしょうけど、そのような設計は初めから考慮はしないですかね。私に言わせれば、たった63センチの誤差。浅く岩盤が出てきたなら、柱を打ち込むのに浅く、短くなっていいんじゃないか——素人考えですよ。

だから、そういうことは想定をしてするんじゃないかと思うんですけど、専門家はそういう想定もしないんですかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

土の中、確かに見えないところということで、現地の状況、コアボーリングを行って内容、それと、土質の状況、岩の状況等々を確認しまして、あくまでも設計する段階でここまでということで想定をします。その中で数字を出して、その出た数量に対して設計、積算をします。その数量の増減、その状況が変わることになりますと、その都度、現場のほうで条件が変わったのを再検討するというので、現地のほうで確認をさせていただくということですので、発注の段階から何センチぐらいというふうなところでの想定ということではやっております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

けさの新聞記事で、沖縄の島、日本で一番長い橋があると。あれには何十という橋脚がありますよね。そうすれば、一つ一つ、やはりボーリングして岩までするんだろと思うんですよ。しない工法もあるかもしれませんが、たかだか63センチの誤差でこれだけの契約変更をするのであれば、そういう工事だったら一つ一つの橋脚をする、しかし、それは想定のうちでやるんじゃないかと思うんですけど、そういう場合は想定外じゃなくて想定すべきだろうと思うんですよ。

だから、玄海町で単独で橋をつくるのは初めてだからわからなかったのか、それとも、設計屋さんがそういうふうに通じたのか。この中に橋脚は1カ所ですよ。何十も橋脚をする場合、何十回も設計変更するのかなと疑問に思うわけですよ。その辺は想定すべきじゃないのかなと思ったから言ったんですけど、やはり国でも県でも橋脚、橋をつくる場合には一般的にそういうやり方をするのかなと。素人の疑問ですよ。その辺をちょっとお聞きしているんですけど、ちょっと納得できない感じですけど。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

大変理解しがたいような御説明になっておるといような御指摘でございますが、端的に言いまして、橋梁の設計というのは、岩下議員さんおっしゃられるように、ある程度の許容誤差もあるんじゃないかというようにお話でございますが、当然、土木構造物においては、建築物もそうでありますが、当然、許容誤差、許容の範囲というのはございます。しかしながら、橋梁におきましては特にでございますが、昨今の橋梁のことについては、昔の橋梁が悪かったというわけではございませんが、寿命が来ておるといようなことから、緻密な設計というのは当然求められます。それから、これは1つは、今回、うちがとらせていただいている橋脚の施工方法、現場も見ていただいておりますが、オープン掘削と言いまして、通常に陸上から掘ったりとかいような工法ではございまして、鋼殻という箱の中に、どう言いますかね、酸素を供給しながら行うような作業でございまして、例えば、土を1立米動かすにも相当の単価がかかってまいります。ここの単価で申し上げますと、

大体1立米当たり岩掘削で240千円弱かかってまいります。そういったもろもろをあわせまして、全然許容誤差がない、許容がないということではございませんが、上部の鉄筋量とか構造計算上からいきますという、どうしてもセンチ単位の数量計算になっていくということから、こういった数量の算出、数量の表示をしておるところでございます。

ですから、全くないわけではございませんが、平均をとったところでの高さというようなことで御理解いただければと思いますが。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

理解はするんですけど、この場合、全く誤差なしでやるわけですね。初めの設計どおり。誤差が何%とか、50センチが20センチか30センチだったらいいけれども、63センチだったら誤差が大き過ぎるから、それまできれいに削りますよということですね。この岩質はれき岩ですね。むやみにかたい岩じゃないですよ。それでも、れきでもびしゃっと平らに削って工事をしますよということですね。

大きい橋だったら、クッションなんかも中に入れるんじゃないですか、町長。ここも何十トンもある車が通るかどうかはわかりませんが、ある程度そういうことをすれば、そういう緩衝材を入れれば、幾らかの誤差は十分見れるはずだと思うんですよ。

答弁はいいですけど、その辺まで、これぐらいだったら誤差を入れて設計の中に織り込んでおくべきじゃなかったかなと思ったから質問しました。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P 1 橋脚）工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第49号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 7. 議案第49号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第49号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

玄海町高齢者向け住宅玄海園における施設維持管理の充実を図るための事業に要する経費の財源に充てる玄海町高齢者向け住宅玄海園維持基金を新たに創設するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては住民福祉課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

おはようございます。それでは、議案第49号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について、自席からではございますが、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど町長の説明にもありましたように、本年7月に開園いたしました玄海町高齢者向け住宅玄海園の使用料を基金造成し、今後の施設維持管理の充実を図るための財源として基金を新たに創設したいというものでございます。

2 ページをお願いいたします。

条例案の新旧条文対照表でございますが、別表 1 は基金の名称を定めたものでございます。

整理番号22の玄海町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金の次に、玄海町高齢者向け住宅玄海園維持基金を追加するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

今回、玄海町高齢者向け住宅玄海園のための維持基金ということですが、これは今回オープンしましたほかの施設もありますね、宅幼老所とか。そういった部分は入らなくて、ただ玄海町高齢者向け住宅のみの基金ですよ。ほかの部分は基金設置はしなくていいんですか。そこら辺の区別が私たちがちょっとわからない部分があります。どちらも利用者からお金をもらうわけですが、そこら辺はどんなふうにして、この部分だけが基金条例ができたものか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

脇山議員さんの今回の基金設置条例が高齢者向け住宅だけというところの質問でございますが、高齢者向け住宅に関しましては、設置条例の説明の折にも説明をさせていただいておりますけれども、高齢者向け住宅ですので、その施設の使用料という形で入居された皆様方から徴収を町がすることとなってございます。ですので、その使用料に関しましては基金として造成をする。ただし、それ以外のグループホームですとかの施設につきましては、利用料としてそこを利用される皆様方から徴収をする形になりますので、そちらにつきましては基金造成はしなくて、直接、天寿会、指定管理者のほうに収入として入るということになりますので、基金の造成は必要ないということになります。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

端的に言ったら使用料と利用料の違いと、それと、利用料になると福祉関係の財源的な、そんなのも入っているから、その名称とあれが違うように理解したらいいんですかね。先ほ

と言われたのは入居者の使用料、それと、ほかの施設に関しては利用料という表現ですが、端的に聞いたら両方とも同じように聞こえるわけですね。そこら辺の区別をもうちょっとわかりやすく説明できますか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

説明が足りずに済みません。

まず、高齢者向け住宅に関しましては、公営住宅などと同じような考えでございまして、その使用料の決定等につきましては、町のほうで指定をしまして、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金となります関係から、今回、基金として造成をさせていただきたいというものでございまして、なおかつグループホーム等の利用料に関しましては、地方自治法第244条の2の第8項に「指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定されてございますので、指定管理者の収入として計上するものでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

指定管理者に入る部分と町当局にそのまま入る分、歳入される分ということの区別と簡単に理解したらいいですね。

この入居者の使用料ですが、これは全額を基金に積み立てするわけですか、どんなふうになっていますか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

この高齢者向け住宅玄海園は電源関係の交付金を使わせていただいた施設でございます。そのため、交付金の規則によりまして使用料の収入は収益とみなされまして、補助金の返還という対象になります。しかしながら、この施設のための基金として造成しますれば、将来の施設の維持費用にも充てることもできますし、返還金は生じないということになりますので、今回、基金を造成させていただくものでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

わかりました。

今のところ大体何件ぐらいの入居者があって、今後、入りたいという人たちが、要望されている方がどのくらいいらっしゃるのか。1戸と数えるのかどうか分かりませんが、たしか10人分だったと思いますが、どんなふうな状況でしょうか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

済みません、先ほど脇山議員さんが言われた質問に1つお答えしてごさいませんでした。使用料は全額、基金として造成させていただきます。

また、現在の入居者の状況でございしますが、高齢者向け住宅は全室で10部屋ございしますが、既に8月に男性、80代後半の方でございしますが、1名入居されてございます。また、9月中に女性の方が2名、今現在、入居の手続をなさっていらっしゃる女性の方が1名いらっしゃいますので、現在のところ見込みといたしましては4名の方が入居予定になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

意外に反応があって、いいことだと思います。御老人の方で、やはり自分の家が古くなって住めない方とか、今後、福祉が必要になるような方たちがこちらに入れば、すぐ対応もできるからいいと思います。これがこの調子ですぐ満杯になれば、町としては、今後もこの高齢者向け住宅をふやすような意識、そういったものはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

現在のところ入居予定の方が4名いらっしゃいまして、まだ空き室としては6室ございま

すが、しばらく状況を見ながら、今後の玄海町の高齢者福祉の計画等と現状を見ながら、上司とも相談し、その辺については検討してまいりたいと思います。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

今、報告があつておりますが、大体年間どれくらいになるんですか。計算立ちますか、およそでいいんですが。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

現在の入居者の方の１年分ということでお答えしますと、今年度の見込みといたしましては約500千円、現在の４名の方が来年１年度いらっしゃれば、約900千円程度の見込みになります。使用料に関しましては、それぞれの収入額に応じての算定となりますので、個々の状況によって金額は増減するものかと思われます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

わかりました。

先ほど聞いていたんですが、高齢者向け住宅の分は使用料だったですね。それで、使用料は基金として積み立てるということですが、その他の施設ですね、今度できた新しい分がありますよね。そういったものの維持管理費というのは玄海園さんが払うんですか、町が払うんですか。維持管理費はどうなっていますか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

今回の新しくできました福祉施設に関しましては、隣接の玄海町特別養護老人ホーム玄海園がございまして、そちらのほうの指定管理者の天寿会さんのほうと一括して指定管理の契約を結んでおりまして、協定の中でも、その維持管理費用は町は一切出さないということ

で協定は結んでいるところでございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

今現在、たしか年間12,000千円ですかね、ここ何年かいただいておりますよね。当然、新しい施設ができれば、それだけの施設の利用料金も当然発生しますし、赤字で経営するわけではないでしょうから、当然ふえると思うんですよね。そういったところの計算といいますか、見込み的なものはわかりますか。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

お答えいたします。

12,000千円の毎年の積み立てにつきましては、特別養護老人ホーム玄海園に限定しての使用ということになります。ほかの特養、そしてグループホーム、高齢者向け住宅、宅幼老所につきましては、先ほど加納課長が申したとおり、天寿会さんが一括して指定管理を行います。その協定の中で、修繕等が必要になりましたら、50,000千円未満につきましては天寿会さんのほうで負担すると、それ以上につきましては天寿会さんと玄海町で協議の上、対応するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

今言われたのは維持管理の分でしょう、修繕とか。そうじゃなくて、高齢者向け住宅以外は玄海園、天寿会が経営するわけですから、そこからも当然利益が出るんじゃないかと。それを今の12,000千円いただいております分でふやすのか、取るのか、もらわんのか、その辺を聞きよるんですよ。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

今後、一部納付金をいただくかという御質問かと思います。それはいただきません。
(「いただきません」と呼ぶ者あり) はい。ただ、現在4施設で、トータルで考えますと余り利益が出ないというふうなことが想定できますけれども、指定管理料についても支払いは行わないというふうに協定でうたっております。

以上でございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(上田利治君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田利治君)

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田利治君)

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(上田利治君)

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第50号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上田利治君)

日程8. 議案第50号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長(岸本英雄君)

議案第50号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）による公営住宅法の一部改正に伴って、本条例も所要の改正をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはまちづくり課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の公営住宅法の改正では、認知症である者等の収入申告義務の緩和措置がとられており、この措置に係る条例を改正するものでございます。

緩和措置では、町営住宅の入居者の家賃決定に際し、入居者より毎年度収入の申告を求め、申告された収入に基づき各入居者の家賃を決定しておりますが、収入申告がない場合は近傍同種の住宅の家賃、これは各住宅の基準上限額となり、国土交通省令で定めた計算方法により算出した額が家賃となりますので、低所得者であっても収入申告がない場合は高額の家賃をいただくこととなります。このため、入居している認証症である者等が収入申告が困難な場合、これは病気などにより自分の意思で収入申告ができない人の場合の対策として、役場職員による関係機関への調査等により把握した収入額により家賃を決定することができると改正されましたので、これにかかわる条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により改正内容の御説明を申し上げますので、2ページをごらんいただきたいと思います。

第15条でございますが、家賃の決定について、入居者が収入の申告が困難な場合の措置として、先ほど御説明した条項として、この第15条第3項を加えるものでございます。

第3項ですが、「町長は、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条で定める者に該当する者に限る。以下「認知症である者等」という。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規

定する方法により、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。」とするものです。

内容につきましては、先ほど言ったように、認知症である者等について、その場合の調査方法ということで書かせていただいております。

それと、入居者からの収入の申告ですが、第16条で収入の申告ということで入居者に求めます。申告がなされない場合、第36条で請求という形で、出してくださいという請求をします。ですから、報告のところで2つの条が入ってくるというようなことになっております。

次に、収入超過者等の認定条項において、第29条第1項及び第2項中「入居者の収入の額」の次に「又は第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者（認知症である者等に限る。）の収入の額」を加えるものでございます。

次に、3ページでございますが、収入超過者に対する家賃について、これも第31条第1項中「第15条第1項」の次に「及び第3項」ということで、最初に申しました第3項を加えるものでございます。

次に、高額所得者に対する家賃等についてですが、これも第33条第1項中「及び」の次に「第3項並びに」を加えるものでございます。

次に、第36条第1項中「、第31条第1項」を「若しくは第3項、第31条第1項」に改めるものでございます。

4ページでございますが、第39条及び第40条中「第15条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改めるものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これは認知症の方ですから、高齢の方がほとんどだろうとは思いますが。認知症の方ですから、申告等も困難になられると思いますし、あとは高齢の方であれば年金生活者ではないか

なと思いますし、ちゃんとした収入がある方は認知症ではほとんどおられないと思いますし、また、保証人等もついておると思います。

あと、先ほど課長の説明の中に3ページ、4ページにありましたが、基本的には第3項のほうに基づいて家賃を決めるということで理解したらいいんだろうと思います。これが個人が収入が申告できないということですけれども、だけど、そのためにマイナンバー制度とかできたんじゃないですかね。だから、行政のほうでマイナンバーで個人情報ちゃんとされているわけですから、それで調べれば、例えばですね、必要でしょうけれども、こういった条例はつくらなくても町のほうで個人情報として毎年、毎月どのくらい収入があられるというのはつかめないんですか。そのためのマイナンバー制度じゃなかったんですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

現時点ではマイナンバー制度はそのような使い方が規定されておきませんので、そういう使い方ができるようになれば、ひょっとしたら将来はそのような形で精査をするということはあるかもしれないかもしれませんが、現時点ではまだやっているところではございません。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

こういった方たちはほとんどの方が給与所得者じゃないと思います。マイナンバー制度ももともと国は取りこぼしがないように、例えば、アルバイトしていても、どこかで仕事して、マイナンバーを登録しておかんと、働いたことでどれだけお金を払って、どれだけうなりましたかというのを全て把握するためにこれが出て、税金の取りこぼしがないようにした制度だと私は理解したところですが、今はそれはできないわけですね。だから、個人的にはいろいろ金融機関等とか、あと年金機構とか調べて、その収入を割り出すしかできないと理解したらいいわけですね。だから、この条例ができたということでいいんですかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

入居者に対する収入につきましては、公営住宅法の関係では入居者の収入の報告が出されていない場合は請求という形で個人さんに出していただくと。ですから、どうしても出せないというふうな状況になりますと、今度は職員が先ほど言われた関係機関に調査に出ると。それで調べることができるということで規定されたということです。今後は申告がなされない場合、職員がいろんなところに出向いて調査をするというようなことで収入を確定する、それで家賃を決定するという作業に移るというふうになります。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

そのためにこの条例ができたというふうに理解しました。

これは町長が答弁されるかどうか分かりませんが、マイナンバー制度はやはり今後も個人の収入とかは地方自治体でもわからないような感じなんですか、それとも、今後、マイナンバー制度によって、何でもかんでも国民が情報を知られるというのも嫌な話ですけども、こういった問題がないようにするのもマイナンバー制度で使えばいいと私は思うんですけど、その点について今後はどんなふうになるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

マイナンバー制度については、今、脇山議員おっしゃっていただいたとおりに、非常に不確定的な要素をたくさん含んでおりますので、もちろん今おっしゃっていただいたように、収入から何から全てが把握できるのが行政としては理想だと思いますけれども、もちろん個人情報保護条例の関係、それから、いろんなそれ以外の人間の情も含めて、それが全て把握できるのが本当にいいことなのかという道徳的というか、何かそういったことも踏まえた上での議論としては、まだ到達点に達しておりませんので、現時点では規定を受けた範囲の中のマイナンバー制度で通用する業態だけを進めていくという形になっております。

ただ、将来、例えば、20年後とか30年後については、ひょっとしたら、今、脇山議員御指摘をいただいたような形の制度に変わっているのかもしれない。現時点では私どもとしては何とも規定しづらいというふうには考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、説明を受けましたけれども、今回の改正ですね、今、課長の話では認知症とか知的障害者、そういった方については、もしも入居されている場合はというか、普通一般に毎年、収入の申告をしなければならない。しない場合は想定でかけますよということを言われたね。しかし、例えば、認知症の方とか知的障害者、こういう方々が新たに町営住宅に入ることが考えられないと私は思うんですよ。というのは、知的障害者の方なんかはまさにそうですけれども、誰かの介添えがなければ、家族の一員として入られる場合は別に問題ないでしょうけど、一人で単独でというのはまず私は考えられないというふうに思うんですよ。それと、認知症についてもそうですよね。今、入居されておいて途中で認知症の症状になりましたという場合だろうと思うんですが、これは入っておられたら、多分、認知症という高齢者の方がほとんどじゃないかなというふうに思われますけれども、その場合も調査は町は——除いて、そういった方の場合も調査には行かれていないということなんじゃないかな。だから、こういう条例をつくって、認知症とか知的障害者については調査ができるようにしたんですよということなんですか、この条例は。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今現在、玄海町の町営住宅において入居されている方で収入申告がないと、この対象にある方というのはおってございません。ただ、新規はですけど、入居されている方も大分高齢の方、それとか、単身で入られている方というのもおられます。今回の条例改正につきましては、全国的な公営住宅の入居者の中でそういう事例が多々出てきて、そういう方を対象として対策を講じたいということで、今回、全国的に条例改正がなされております。ですから、玄海町においても、将来的にそういう方がおられる場合ということで、今回、条例改正をさせていただきます。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

そうですね、今後はそういうふうな方もふえるかもしれませんね。ただ、認知症の方が単独でというのは、それは何年か住んで、その中で変わってくるということだろうと思うんですよ。うちの行政の場合なんかは、認知症になれば、それだけ福祉のほうとか、いろんな関係各課との連携というんですか、そういうものもとっていかれるでしょうし、わざわざ条例をつくって収入等についてはそれで調べるんですよということになるのかなと、ちょっと私も疑問に感じますけれども、全国的なことで今後はそういうことが想定されるということで今回条例の改正をしたということで理解していいですかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

先ほども申しましたように、現在は対象となる方がおってありません。ただ、今入居されている方もだんだん高齢になられるということで、将来的にこういう事例が発生するかもしれないということで、国の条例改正に合わせて今回やらせていただくということでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程 9 議案第51号 玄海町次世代エネルギーパークに係る指定管理者の指定
について**

○議長（上田利治君）

日程 9. 議案第51号 玄海町次世代エネルギーパークに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第51号 玄海町次世代エネルギーパークに係る指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

玄海町次世代エネルギーパークの管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、玄海町次世代エネルギーパークでございます。

指定管理者の名称等につきましては、福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号、九電産業株式会社代表取締役社長、吉迫徹氏でございます。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までといたしております。

提案理由といたしましては、玄海町次世代エネルギーパークに係る指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了するため、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により選定した団体を指定管理者に指定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

エネルギーパークの指定管理者の更新ということで、同じ業者に指定管理をお願いするわけですけど、この紙一枚で、詳しい説明書はないんですけど、どういう内容なのか覚えていないんですよね。それは用意はしていないんでしょうか。

そして、最初、指定管理者にする場合は、九州電力の業績によって、回復した場合はとい

うような約束事が町長は内々であったというふうに思っているんですけど、28年度の九電の業績は黒字になりましたよね。本格的な黒字じゃなくて、自分たちがリストラした分で黒字になったというふうに思っておりますので、まだまだ経営内容は厳しいと思うんですが、しかし、29年度内に、来年1月にも玄海3号機が運転する、そしてまた、引き続き一、二カ月後には4号機も動くんじゃないかというふうに思うんですけど、そうなった場合は、指定管理者が30年度からなんですよね。そのときの附帯条項とかはこの条件の中に示しておられますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

済みません、今現在、ここに協定書を持っておりませんが、途中でそういう状況になったときにというような附帯事項は協定の中にはうたい込んではおけません。ただ、過程、過程で常に状況報告、それから、定期的な会合、次世代エネルギーパーク運営委員会を開催させていただいておりますので、十分にその中で把握をしながら協議をさせていただけるような状態にしていきたいというふうには考えております。

それから、今、岩下議員さんが御指摘をいただいたように、中身について今ちょっと私も急に思い出せずにおりますけれども、これまでの九電産業さんの指定管理運営状況は、初年度の6万8,000人の入場者から、28年度は1年間の入場者がとうとう10万人を超し、11万人をオーバーしました。大変努力をされている姿がよく見えておりますし、今後も九電産業さんに御努力をいただいて、もう少しの期間、やはり運営をしていただくようお願いをしていきたいなというふうに町としては考えているところです。

これは答えになっていないかもしれませんが、協定で途中でどうのこうのというような文言はうたっておりませんことを申しわけなく思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

これは35年3月31日まで5年間お願いするわけですよ。それは料金の変更もなし、途中での条件の変更もなし、実際、提案者の町長が中身はよく覚えていませんけど提案をしますということをおっしゃいましたけど、その辺の、後で、ああ、しまったなということはない

ということですね。担当課長も統括監もそれでいいんですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

もちろんここで指定管理者としての5年間の契約はしますけれども、毎年度毎年度、単年度で年度協定をつくっておりますので、その中で、そういう形でうたわせていただこうというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

指定管理者の指定ということで、次世代エネルギーパークが出ております。これは入札とかそういったものは何もなく、自動的にこういった継続になるんですか。その辺の認定というか、指定というか、どうなっていますか。

○議長（上田利治君）

井上財政企画課長。

○財政企画課長（井上新吾君）

今回の指定管理者につきましては、事前に公募をかけております。その中で、応募があったのは、先ほど述べられた九電産業株式会社1者のみでございましたので、今回、8月3日に選定委員会を開催いたしまして、九電産業が指定管理者として適当であるかということを協議させていただいております。それをもとに、適当であるということで、今回の議案に提案させていただいている状況でございます。

また、九電産業の提案書の中で、どういった今後5年間の活動をしますとか、年度ごとの年間の歳入歳出の見込みを書いてありますし、その中で委託料が幾らぐらいかかるということを提案されております。しかし、これらの委託料につきましては、先ほども町長が述べられましたように、年度ごとに協議していく形になっておりますので、委託料についてはその都度都度、指定管理者のほうと相談、協議しながら指定管理料については決定していく形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

公募した結果が１者だけだったということですね。わかりました。中身的なことは予算特別委員会のほうでまた改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

指定管理ということですからお願いしておりますけれども、運用に関しましては町の意向もあるものかと思います。実際、次世代エネルギーパークは子供たちが次世代エネルギーについて学ぶところでつくられた施設だと思っております。現在、もともとあるエネルギーパークですね、あそこの展示館、その前に「どっ来い承」がありましたが、そういったところをまた再開したいというようなお話があるというのをちょっと聞いておりますけれども、実際のところ来場者が12万人近くになっているといったものの、土日の子供向けのイベント等、あとは学校等のイベントで平日来られると思いますが、ただ、ふだん通ったときにはほとんどお客さんもいなくて、10万人とか12万人とかこれまでも聞いてきましたけれども、実際それだけ本当に子供が来ているのかな——大人でもですよ。あと、リピーターがどのくらい来ているのか。そういったところで、町長、これは観光にもつなげていかなくちゃならないと思います。「どっ来い承」とかも、名称がどうなるか知りませんが、そういったところが再開した場合、もう少し時間等も、17時に閉園するんじゃなくて、もう少し自由に入って飲み食いもできるような、管理が難しくなるところまでは要望しませんが、もう少し観光につながるような、次世代エネルギーパークのもともとの目的とは違いますけれども、だけど、やはり人に来てもらって原子力のことも理解してもらって、できるだけエネルギーについて学んでもらう施設でありますので、これも観光につながって行って、そして、理解が深まればもっといいことだと思っております。

そういった辺でもう少し変更できる部分は変更して、人が来るような施設にしてはどうかと思っておりますけど、それについてどう思われますでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに12万人ほどの方に平成28年度に入っていただいておりますのは事実でございます、実

は近隣の小さいお子さんを抱えた御父兄、保護者の皆さんには大変というか、一定の人気を得ているものというふうに思っております。その一つの最大の理由は、やはり無料で入って遊んで帰れるということが、実はうちの「あすぴあ」の場合は言えているのかなと。それから、やっぱり九電産業さんという指定管理者が非常に子供たちを集める努力をしてくださっている。近隣の各学校にも営業に回っていただいたりというような作業もやっていただいているので、非常にそういう意味では年々入場者数がふえておりますので、多分、平成29年度は12万人以上の方に入っていただけるのではないかと。

ただ、御指摘いただいたとおり、そうすると、やはり平日の子供たちが学校に行っている間はなかなか厳しいものが実はございます。ですから、金土日の入場者数で今おっしゃっていただいたように全体を占めてしまうという結果を生んでいることは事実でございます。と同時に、今、17時で閉めるということをおっしゃっていただいたので、ぜひこれを19時ぐらいまで延ばすような努力をしていきたいとは思っておりますが、何せ「あすぴあ」、エネルギーパークは保安区域の中に一部入っておりますので、そうすると、それを19時まで延ばすことが十分に可能なかどうかというのは、その辺を区切れば入ることは可能だと思いますけれども、それを超えて、あそこはオープンで回しておりますので、そうすると、ちょっと19時では遅過ぎるのかなという部分と、そこを区分けできるような規定がつくれば、19時、20時ぐらいまであけていく努力をして、さらなる観光につなげていくよう我々としては次の手が打てるのかなというふうには思っております。

言いわけがましくなっておりますが、今、御指摘をいただいたように、ぜひ観光施設としても十分に今後も考えながら、エネルギーパークを使わせていただくよう努力をいたしたいと思っておりますので、議員の皆様からも何かいい御指摘、御提案がありましたらお教えいただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 玄海町次世代エネルギーパークに係る指定管理者の指定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）

議案第53号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程10. 議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第52号から議案第56号までの補正予算の議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,140千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,915,846千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、1款町税、1項町民税、1目個人の10,300千円の増額は、平成28年度分の給与、営業、農業所得による町民税所得割額が増加したことによる

増額でございます。

次に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、普通交付税6,815千円の増額は、地方交付税法及び普通交付税に関する省令に基づいて算出された基準財政需要額が基準財政収入額を超えるため、その額から調整額を控除した額を平成29年度分の普通交付税として決定され、交付されるものでございます。

次に、12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、社会福祉使用料40千円の増額は、高齢者向け住宅玄海園の入居があり、その使用料収入を予算計上するものでございます。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、4目地域づくり基金繰入金2,996千円の増額は、豊かで住みよい魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、住民が自主的に行う事業に対して取り組みを支援する玄海町まちづくり活性化促進事業補助金の申請が「どっ来い承」の運営に対する補助と玄海町スポーツフェスティバルへの補助の2件あり、玄海町まちづくり活性化促進委員会において補助金申請について承認されましたので、基金からの繰り入れを行うもので、歳出予算にも同額を計上いたしております。

同じく2項基金繰入金、9目ふるさと応援寄附金基金繰入金4,693千円の増額は、現在、ふるさと応援寄附金の受け付けサイトとして、ふるさとチョイス、ANAのふるさと納税サイト、町の特設サイトで受け付けを行っていますが、生産者が直接販売する販路や玄海町食材の販路がなかなか拡大しないこと、加えて総務省の還元率低減要請による風評や九州北部豪雨の影響を受け、昨年同時期の寄附金と比べて76.4%であることから、玄海町食材を利用したオリジナルメニューをふるさと納税のプランとして提供し、首都圏を中心としたレストランと町内生産者の新たなネットワーク構築の糸口をつかむためのa uの子会社であるルクサのふるさと納税サイトでの寄附に係る費用をふるさと応援寄附金基金から繰り入れするもので、歳出予算にも同額を計上いたしております。

次に、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の161,539千円の増額は、昨年度の繰越金でございます。

続いて、歳出補正予算の主なものといたしましては、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、財政調整基金積立金183,380千円の増額の主なものは、決算剰余金を積み立てるものでございます。

同じく1項総務管理費、7目企画費、地域公共交通事業10,937千円の増額は、地域公共交

通整備に伴う乗り合いバス拠点整備について、整備内容を関係機関と協議した結果、乗り継ぎ拠点の利用者の安全性や利便性、さらに、接続道路の車両等の安全性を考慮した整備内容に変更することに伴い、工事内容が大幅に変更し、工事費が増額するため、予算計上するものでございます。

次に、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、少年スポーツ交流事業61千円の増額は、玄海ジュニアバドミントンの選手が群馬県前橋市で開催される全日本ジュニアバドミントン選手権大会に出場することに伴う助成金を予算計上するものでございます。

なお、継続費補正は福祉施設整備事業が完了したことに伴い、歳出予算を減額し、年割額の変更を行うものでございます。

次に、議案第53号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,436千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,168,438千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものは、国民健康保険広域化に伴うシステム改修費用に対する国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金3,819千円、過年度精算交付金1,384千円、前年度繰越金63,220千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算の主なものは、特定健康診査等事業の過年度分国県負担金返還金866千円、療養給付費国庫負担金返還金4,732千円、一般会計繰出金59,006千円の増額を行ったものでございます。

次に、議案第54号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,125千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を624,025千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものは、介護給付費交付金333千円、介護給付費県負担金1,508千円、前年度繰越金13,632千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算の主なものは、介護給付費準備基金積立金2,715千円、国県負担金返還金5,050千円、一般会計繰出金7,879千円の増額を行ったものでございます。

次に、議案第55号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,517千円を追加し、補正後の歳入歳出総額を285,517千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものは、一般会計繰入金17,244千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算の主なものは、2款事業費、1項事業費、1目特定環境保全公共下水道事業費、特定環境保全公共下水道施設維持管理経費、浄化センター汚泥処分業務委託料17,699千円で、南北浄化センターの汚泥処分を今年度実施した結果、両センターを安定的に維持運営していくためには年度内に再度汚泥処分が必要と判断をし、予算計上するものでございます。

次に、議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を72,570千円とするものでございます。

歳入補正予算は、事務費繰入金55千円、保険料還付金70千円、前年度繰越金218千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算は、人件費に係る人事管理経費55千円、一般会計繰出金288千円を増額したものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの以上5件については予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程11 議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第59号 平成28年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第60号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第61号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

○議長（上田利治君）

日程11. 議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第
62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件
を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第57号から議案第62号までの平成28年度の各会計の決算につきまして提案理由の説明
を申し上げます。

平成28年度の玄海町一般会計及び各特別会計の決算について、議会の認定をいただきたく、
監査委員の意見書をつけて御提案をいたしております。

まず、議案第57号、一般会計の決算でございますが、歳入決算額は7,762,144,106円で、
予算現額に対して100,666,894円の減、調定額7,836,394,002円に対する収入率は99.1%でご
ざいます。

歳出決算額は7,482,061,589円で、予算現額7,862,811千円に対する執行率は95.2%でござ
います。

翌年度繰越額が77,004千円、不用額が303,745,411円となっておりまして、この結果、歳
入歳出差引残額は280,082,517円となりまして、翌年度への繰り越し財源を差し引いた実質
収支額は248,616,517円でございます。

次に、議案第58号、国民健康保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は1,128,589,592
円で、予算現額に対し11,473,592円の増、調定額1,151,342,669円に対する収入率は98.0%
でございます。

歳出決算額は1,065,369,683円で、予算現額1,117,116千円に対する執行率は95.4%で、歳入歳出差引残額は63,219,909円でございます。

次に、議案第59号、介護保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は580,717,278円で、予算現額に対して6,493,722円の減、調定額581,761,644円に対する収入率は99.8%でございます。

歳出決算額は567,084,309円で、予算現額587,211千円に対する執行率は96.6%で、歳入歳出差引残額は13,632,969円でございます。

次に、議案第60号、下水道事業特別会計の決算でございますが、歳入決算額は248,323,494円で、予算現額に対して3,439,506円の減、調定額248,894,034円に対する収入率は99.8%でございます。

歳出決算額は248,323,494円で、予算現額251,763千円に対する執行率は98.6%で、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、議案第61号、後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、歳入決算額は70,408,388円で、予算現額に対して334,612円の減、調定額70,408,388円に対する収入率は100%でございます。

歳出決算額は70,190,308円で、予算現額70,743千円に対する執行率は99.2%で、歳入歳出差引残額は218,080円でございます。

最後に、議案第62号、水道事業会計剰余金の処分及び決算でございますが、まず、収益的収入の収入決算額が408,089,984円、収益的支出決算額が392,510,525円となっております。

損益計算書につきましては、収益381,419,810円、費用366,541,751円となり、14,878,059円の純利益となりました。

資本的収入及び支出でございますが、収入決算額がゼロ円、支出決算額が83,454,260円となっており、収支差し引き83,454,260円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金5,605,593円及び当年度分損益勘定留保資金62,970,608円並びに当年度利益剰余金処分数額14,878,059円をもって補填をいたしております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成28年度決算において生じた利益剰余金14,878,059円のうち全額を資本金に積み立て、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定を受けることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、平成28年度の各会計の決算につきまして概要を申し上げます。

それから、平成28年度玄海町健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員の意見書をつけて報告をいたしております。

また、意見書の中で監査委員さんからさまざまな御指摘をいただいていることにつきましては十分に反省をし、今後、予算の適正な編成と執行管理に努めていきたいと考えております。

どうか御審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

本件につきましては、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されておりますので、議会選出の監査委員として選任されております友田国弘議員に決算審査の報告をいただきたいと思います。6番友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

決算審査の御報告をいたします。

平成28年度玄海町一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業会計決算の審査につきましては、去る7月5日から8月10日までの期間、実施いたしましたところ、審査に付された一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、それぞれの関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、正確であることを認めます。

平成28年度の一般会計予算は、歳入においては昨年と同様に町税、国・県支出金、基金繰入金を主な財源とした編成がなされておりますが、平成28年度においてもふるさと応援寄附金がそれらに次ぐ財源となっており、今後も本財源を生かした魅力あるまちづくりの施策に期待しております。

地方自治体の財源のもととなる町税の滞納は町財政運営の根幹を揺るがすものであり、重大な問題でありますので、今後とも収入を確保し、負担の公平性を維持するため、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

歳出につきましては、次世代エネルギーパークリニューアル事業や福祉施設整備事業等がふえてはいるが、ふるさと応援寄附金事業、道路改良事業等が減っており、前年度と比較して約3億円の減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約42,000千円減

少しており、歳出でも前年度と比較して約82,000千円減少しております。

歳入の国民健康保険税についても、町税と同様、滞納がありますが、この国民健康保険税は本会計財源の根幹でありますので、町税と同様に収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約2,280千円増加しており、歳出でも前年度と比較して約3,000千円増加しております。

第1号被保険者保険料につきましても滞納が発生しておりますので、町税と同様に収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約31,820千円減少しており、歳出におきましても歳入と同額の約31,820千円の減少となっております。

今後も住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与するため、接続率の向上に特段の努力を望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約1,120千円減少しており、歳出でも前年度と比較して約790千円減少しております。

最後に、水道事業会計につきましては、これまで多額の資本が投入され、施設も普及率と有収率の向上を目標に逐次整備改善されておりますが、公営企業運営という基本理念のもとに、さらに経費の節減、合理化に努めるとともに、町民の生活用水を確保し、環境整備の向上を図るため、本事業が健全で、かつ効率的に運営されるよう望むものであります。

以上、簡単に会計別に申し上げましたが、平成28年度は会計事務も適正に処理されており、大きな問題点、指摘点はありませんでした。これは庁内のチェック体制の強化や職員研修などの効果によるものと思われますので、今後もさらに職員研修等を行い、事務処理能力を向上させ、財務規則にのっとり適正な会計事務が行われるように望むものであります。

なお、九州大学との連携による薬草栽培研究事業については、事業開始より9年の歳月が経過しており、今後、早い段階での運営体制及び栽培技術の確立による薬草の商品化と投資効果並びに本町特産品として、農業振興対策の起爆剤となることを期待するものであります。

また、小中一貫校玄海みらい学園が開校し、3年目となっており、全国屈指の教育環境のもと、行政と教育委員会が一体となって学力の向上を目指していかれることを期待いたします。

不用額については、一般会計で約303,700千円と相変わらず多額であり、前年度と比較し

ても約73,000千円ほど増加しております。これは予算編成における歳入規模やほかの歳出予算にも大きく影響するので、年間事業計画による予算の執行計画をより詳細に立てられ、状況に応じて柔軟に、かつ適正で効率的な執行を心がけることが必要であり、予算積算に当たっては安易に過去の実績にとらわれることなく、経費の節減目標を的確に定め、その成果に向け努力することも必要であります。

また、扶助費や補助金など各種行政支援費用については、より詳細な実態把握のもとで利用見込みやサービス提供見込みを立て、予算計上すべきであります。

本町の単年度の財政力指数については年々低下の状況で、1に近づいており、交付団体となることが予測されるため、これまで以上に経常経費の無駄をなくすとともに、支出の抑制に努め、最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に置き、今後、さらなる行財政改革を進め、健全な財政運営がなされることを期待するものであります。

最後になりますが、第五次玄海町総合計画の「人と自然がおりなす笑顔あふれる玄海町」という町の将来像に向かって、町民の幸せのための諸政策が推進されていくことを強く望むものであります。

なお、詳しいことにつきましては、お手元の審査意見書により御了承方お願いいたします。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、決算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件については、決算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後 1 時35分 散会